

太子町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 1 日

太子町教育委員会教育長 糸 井 香 代 子

教育委員会規則第 9 号

太子町学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

太子町学校施設使用条例施行規則（平成 13 年教育委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 5 条」を「第 7 条」に、「校長」を「校園長」に改める。

第 6 条を第 7 条とする。

第 5 条中「第 11 条」を「第 13 条」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 条中「第 10 条」を「第 12 条」に改め、同条を第 5 条とする。

第 3 条中「第 9 条」を「第 11 条」に改め、同条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（使用料の減免）

第 3 条 条例第 11 条の規定による使用料を減免することができる場合及び当該減免の率は、別表 1 に定めるとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表 1（第 3 条関係）

減免することができる場合	減免する率	
	自校	他校
(1) 町及びその所属する機関が主催又は共催する事業のために使用するとき。	100 分の 100	
(2) 町内の P T A 又は子供会が教育上の目的のために使用する場合で、教育委員会が必要と認めるとき。	100 分の 100	100 分の 50
(3) 町内のスポーツ少年団、太子町認定地域クラブ又は町立中学校の部活動が使用するとき。	100 分の 100	100 分の 50
(4) 町内のスポーツクラブ 21 に所属する団体が使用するとき。	100 分の 50	
(5) 前各号に定めるもののほか、町長が特別の理由があると認めるとき。	町長が相当と認める率	

備考 1 自校の定義については、使用の申請時において、使用団体の構成員

のうち、過半数が町内者で、そのうち最も多くを占める在籍学校をいう。ただし、最も多くを占める在籍学校が 2 校以上の場合は、代表者がいずれか 1 校を指定するものとする。

- 2 減免の適用は、1 日につき 4 時間を上限とする。ただし、教育委員会が必要と認める場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。